

# 群馬県民の読書活動の 推進に関する条例

2019年4月1日施行



© 群馬県 ぐんまちゃん

## 条例には、こんな思いが込められています！

【条例前文より】

- ❁ 読書活動は、人の成長や人生をより深く生きる力を身につけるために欠かせないものです。
- ❁ 群馬県には、「上毛かるた」など全国に誇る文化的風土がありますが、一方で、各種情報メディアの発展等、読書を巡る環境の急速な変化により、読書離れが懸念されています。
- ❁ あらゆる世代でより積極的に読書活動が行われるためには、家庭、地域、学校及び行政が連携して県民の読書活動を支援する環境を整備する必要があります。
- ❁ 特に図書館は、読書活動の推進において大きな役割を担っています。
- ❁ 全ての県民の読書活動を支援する環境整備を推進し、知的で心豊かな生活と活力ある郷土の実現を目指して、この条例を制定します。

# 「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」の概要

|               | 内 容  |
|---------------|--|
| 第1条 目的        | ① 読書活動推進の基本理念を定める。<br>② 県の責務を明らかにする。<br>③ 読書活動の施策を総合的に推進する。  |
| 第2条 定義        | ① 「図書館等」、「学校等」、「社会教育関係団体」の定義<br>② 子どもとはおおむね18歳以下の者をいう。   |
| 第3条 基本理念      | 全ての県民が生涯にわたり、様々な場で、容易に読書活動が行える環境整備を行う。   |
| 第4条 県の責務      | ① 情報発信、啓発、その他施策を総合的に実施する。<br>② 市町村等関係機関との相互連携の促進に努める。<br>③ 市町村等に対し、読書活動推進に資する人材育成の支援を行う。                   |
| 第5条 図書館等の機能充実 | ① 県立図書館における読書活動推進の環境充実に努める。<br>② 県は、図書館等の機能充実を図るため、情報提供、助言等の支援を行う。<br>③ 県は、学校図書館の機能充実を図るため、情報提供、助言等の支援を行う。 |
| 第6条 市町村の取組    | ① 地域の実情に合わせた読書活動支援の環境整備に努める。<br>② 県等関係機関、社会教育関係団体との連携に努める。   |
| 第7条 県民の取組     | ① 日常生活の中で読書活動に親しむ。<br>② 読書活動への興味関心を深める環境を整えるよう努める。   |
| 第8条 学校等の取組    | ① 家庭及び社会教育関係団体との連携に努める。<br>② 読書活動を楽しむ習慣形成に努める。<br>③ 県及び市町村の読書活動推進施策への協力に努める。                               |
| 第9条 読書活動推進会議  | 読書活動推進会議の設置  |
| 第10条 財政上の措置   | 財政上の措置   |
| 附 則           | 施行日（2019年4月1日）   |

## 県民の皆様へ

- 読書習慣は、日常の生活を通して育まれるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われることが大切です。
- 家庭における読書は、一冊の本を通して家族が話し合う時間を持ち、絆を深める手段として有効です。読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだり、図書館に向いたりするなど、読書に親しむきっかけを作ることが大切です。

「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」の本文は、県ホームページの



[トップページ](#) > [子育て・教育・文化・スポーツ](#) > [生涯学習・社会教育](#) >

[読書活動推進](#) > 「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」から御覧いただけます。



（問合せ先） 群馬県教育委員会生涯学習課 企画情報係

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL:027-226-4662 FAX:027-224-8780 E-mail:kigakushu@pref.gunma.lg.jp